



子育てカレンダー

6月中旬～



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報の変更となる可能性があります。最新情報は、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

6/17・27・7/7
(金) (月) (木)

保育体験

親子で参加する保育体験です。
対象：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児と保護者
募集：令和4年5月から随時募集中
時間：午前9時30分～11時30分
費用：保険料852円(15回分 初回参加時にご用意ください) ※詳細は右記の二次元コードから、園ホームページをご覧ください。
場所・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592



6/22・7/13
(水) (水)

はとっこひろば「にこにこ」

にこにこサロンのボランティアが、簡単な作業をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談などをお聞きます。
内容：(6月22日)七夕飾り作り、(7月13日)ペットボトル風鈴作り
時間：午前10時～11時
定員・申込：各回3組で事前申込制。費用無料。定員になり次第受付を終了。
問合せ・場所：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

すくすく

6/20・7/11
(月) (月)

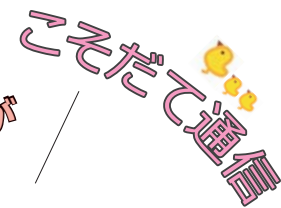
妊婦・乳幼児健康相談

お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。
対象：妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制)
時間：午前9時30分～11時
内容：身体計測、健康相談、栄養相談
持ち物：母子健康手帳、タオル
場所・問合せ：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136

7/8
(金)

2歳児歯科健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に歯科健診を行います。
対象：令和2年1月～6月生まれ
受付：午前9時～9時30分
内容：歯科医師によるお話し、歯科診察、ブラッシング相談、フッ素塗布(希望者)、保健相談、栄養相談 ※対象者には個別に通知します。
場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530



令和4年度から児童手当制度が一部変更になります

1. 現況届の提出が原則不要となります

- **現況届について**
児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。
ただし、以下①～③の方は現況届の提出が必要です。例年通り現況届を送付しますので、6月1日以降にご提出をお願いします。
以下①～③に該当する方で、現況届が届いていない場合はお問合せください。
 - **現況届の提出が必要な方**
 - ①離婚協議中で配偶者と別居している方
 - ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
 - ③支給要件児童の戸籍がない方
 - ④その他、状況を確認する必要がある方
- 次の変更事項があった方は速やかに届出ください**
- ・鳩山町外に住民票がある配偶者や児童の住所が変

- わったとき(国外転出入を含む)
 - ・婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき(受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、申立書が必要です。)
 - ・離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - ・児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
 - ・厚生年金から国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき(転職等を行っても、年金の種類が変わらなければ、届出は不要です。)
 - ・受給者や配偶者が公務員になったとき
- ※必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただけます。すみやかにお手続きください。

2. 特例給付の支給に係る所得上限額の新設

- 児童を養育している人の所得に応じて手当額を支給しています。今回の改正では、令和4年10月支給分から所得上限限度額を新設し、所得が一定以上ある場合には児童手当等が支給されません。
- **児童手当支給額について**
- ・所得が下表(1)未満の場合、児童手当(児童1人当たり月額15,000円または10,000円)を支給

- ・所得が下表(1)以上(2)未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給
- ・ **所得が下表(2)以上の場合、児童手当等は支給されません。【新設】**
- ※児童手当等が支給されなくなったあと、所得が(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要です。

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002.0万円	1,010万円	1,238万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額は、1人につき38万円を加算

した額となります。
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。
■ **問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891



育児や学校のこと、一人で悩まず相談を

ひばり子育て相談(電話相談)
外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。
受付時間：平日 午前9時～午後5時
問合せ：ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694
※オンライン相談も実施中です。

さわやか相談室(鳩山中学校内)
☎ 296-2230
相談時間：授業がある日の午前11時～午後4時 ※上記相談時間以外の電話相談は町教育委員会事務局へ(☎ 296-1227 平日 午前8時30分～午後5時15分)

離乳食教室 参加者募集

正しい離乳食の開始・進行は、子どもたちの成長・発達、健やかな親子関係の形成にとって重要な過程となります。初めて(久しぶり)の離乳食で、進め方などに戸惑いや不安を抱えるお母さん・お父さんなどのため、自信をもってお子さんの離乳期に対応できるよう「離乳食教室」を開催します。
対象 妊婦、1歳ごろまでのお子さんの保護者と家族
日時 7月27日(水) 午前10時～11時(受付は午前9時45分から)
場所 子育て世代包括支援センター「びっぴ」
定員 5組程度(定員を超えた場合は抽選)
担当 町管理栄養士

内容 離乳食の始め方と進め方について、妊娠期・授乳期の食事について、離乳食相談
持ち物 母子健康手帳、その他必要なもの
申込・問合せ 6月27日(月)～7月22日(金)の期間に町保健センター ☎ 296-2530 または子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136 までお申し込みください。
※新型コロナウイルス感染対策のため、規模・内容を縮小して実施します。体調がすぐれない方は参加をお控えください。また会場での検温や手指消毒、できる限り少ない人数でのご参加等、感染予防へのご協力をお願いします。